



発行
東京都

目次

告示

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一

告示（公）

○技能検定員審査の実施……………三

告示

●東京都告示第九百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十月十日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年十月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 東品川下丸子

二 変更の区間 大田区山王二丁目二千三百三十五番一
地内から同所千四百九十一番五地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東品川下丸子線区域変更略図

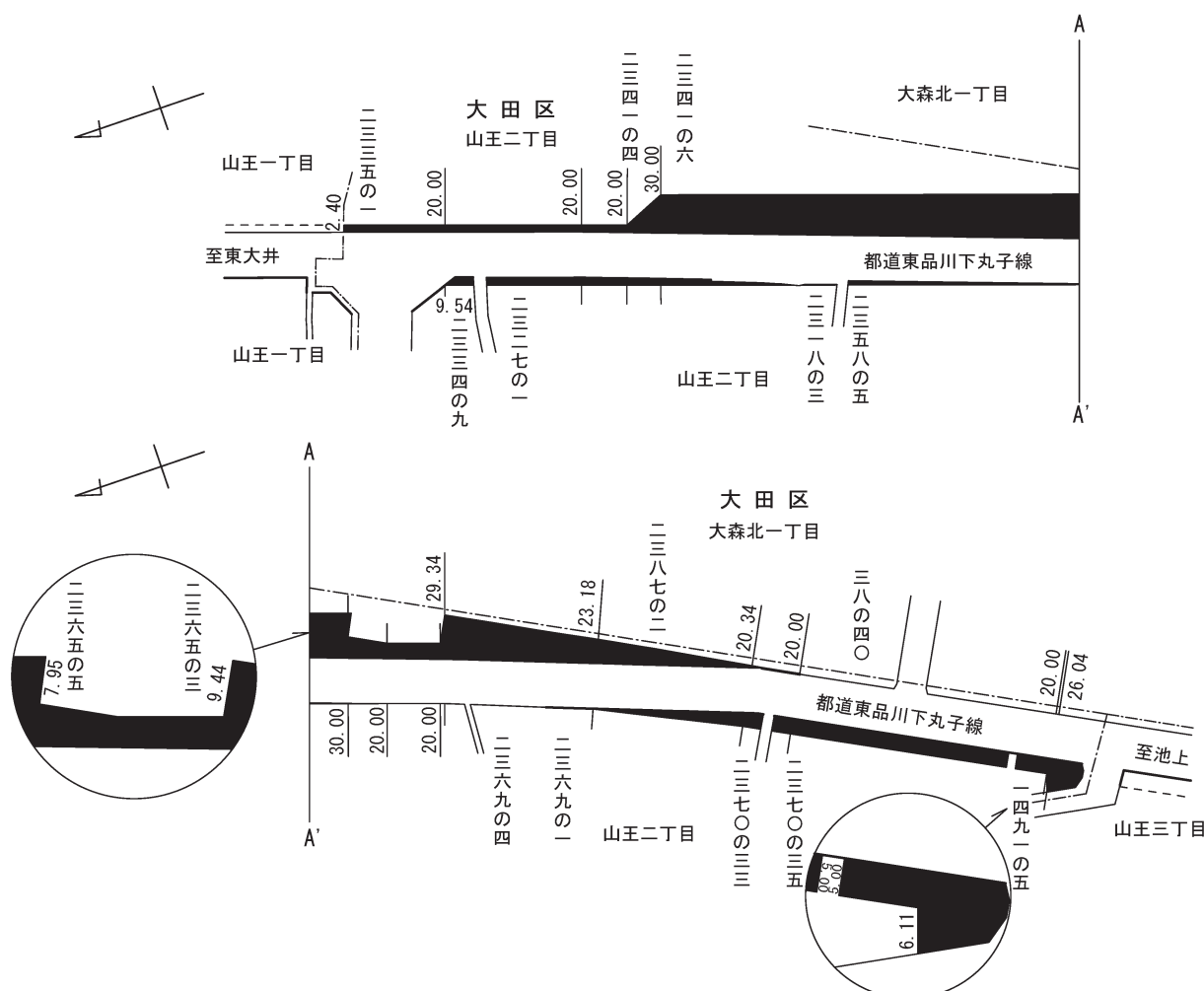
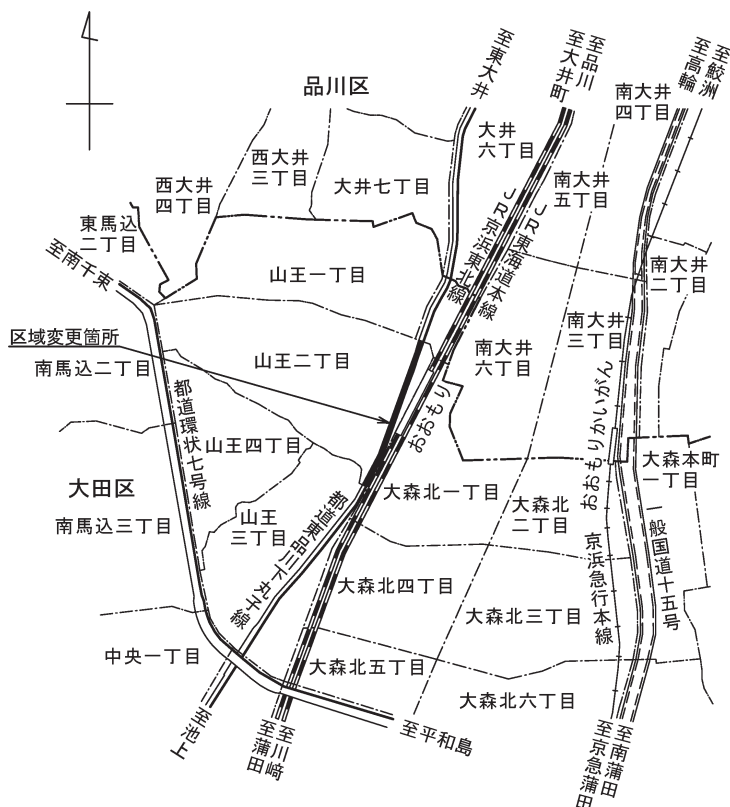
大田区山王二丁目地内

一般国道
都道
特別区道
編入区域

延長 五〇二・九四メートル

面積 四、三八三・四〇平方メートル

計画線



告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第342号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月10日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

普通自動車免許技能検定員審査

2 審査を受けようとする者の資格

普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。

3 審査項目及び審査細目

(1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

(2) 技能検定に関する知識

ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28

第4項に規定する教則の内容となっている事項

イ 自動車教習所に関する法令についての知識

ウ 技能検定の実施に関する知識

エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時

令和7年11月10日（月曜日）から同月14日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時

(2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和7年10月23日（木曜日）及び同月24日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年10月14日（火曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。

7 審査手数料

19,800円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード

イ 筆記用具

(ア) 黒色又は青色のボールペン

(イ) 赤色のボールペン

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

